

笠岡市自治基本条例

笠岡市条例第十一号

平成二十年三月二十四日議決
平成二十年三月二十五日公布

(前文)

笠岡市は、瀬戸内海に臨み、大小三十有余の多島美を誇る笠岡諸島、特別天然記念物カブトガニ繁殖地、夢と希望の大干拓地を有します。

また、交通の要衝として、活力に満ちたまち笠岡市の特

性を活かし、魅力的なまちづくりに取り組んできました。

第一章 総則（第一条）第三条

第二章 基本原則（第四条）

第三章 市民の役割（第五条）

第四章 市議会及び執行機関の役割（第八条）

第五章 市政の運営（第十二条）

第六章 参加及び協働（第二十条）

第七章 財政（第二十三条）

第八章 住民投票（第二十七条）

第九章 国、県、他の地方公共団体等との関係（第二十八条）

第十章 その他（第三十条）

第十一章 第二十九条

その他の規定（第三十一条）

要です。

ここに市民主体の自治の基

本理念を共有し、笠岡市における最高規範としての笠岡市自治基本条例を制定します。

政を自主的かつ総合的に実施

する役割を担う自治体をい

う。

第一章 総則（目的）

第一条 この条例は、笠岡市における自治の基本理念を明

らかにし、自治の担い手で

事項を定め、自治の担い手で

ある私たち市民が、市議会及

び市の執行機関と一体となつ

て、自治の実現を図ることを

目的とする。

(最高規範性)

第二条 この条例は、市が定

める最高規範であり、笠岡市

における条例等の制定、改廃

及び運用に当たっては、この

条例の内容を尊重し、この条

例に適合させなければならな

い。

(定義)

第三条 この条例において、

次の各号に掲げる用語の意義

は、当該各号に定めるところ

による。

そのたまごの責任を果たし、協力してい

かなければなりません。

そのためには、自治の担い

手である私たち市民、市議会

及び執行機関は、英知を結集

し、役割を分担し、それぞれ

の責任を果たし、協力してい

かなければなりません。

そして、私たち市民が自ら

考え、自らの責任のもとに自

ら行動することを自治の基本

理念とし、まちづくりの主体

であることを強く自覚し、自

立した市民として、安全で安

心して暮らせるまちづくりに

向けて努力していくことが必

し、又は市内で働き、学び、

市民、市議会及び執行機関

若しくは活動する個人、法

人、その他の団体をいう。

(二) 市 住民、市議会、執行機関によって構成され、

市民に対して地域における行

政を自主的かつ総合的に実施

する役割を担う自治体をい

う。

(三) 執行機関 市長、教

育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業

委員会及び固定資産評価審査

委員会をいう。

(四) 協働 市民、市議会

及び執行機関が、自主性を尊

重し、対等な立場で相互に補

完し、協力することをいう。

(五) 地域コミュニティ

互いに助け合い、地域の課題

に自ら取り組むことを目的と

して、自主的に形成された集

団をいう。

(六) 情報共有の原則 市

議会及び執行機関は、保有す

る情報を積極的に公開し、市

民とともに共有することを原

則とする。

は、国及び岡山県との適切な役割分担のもと、自らの判断と責任において、自立した自治体として自治を推進することを原則とする。

(二) 人権尊重の原則 市

民、市議会及び執行機関は、

人権が尊重され、公正、公平

かつ平等な自治の推進を原則とする。

(三) 参加及び協働の原則 市民、市議会及び執行機関

は、自治を推進するため、そ

れぞれの責務に基づいて参加

し、協働することを原則とす

る。

(四) 情報共有の原則 市

議会及び執行機関は、保有す

る情報を積極的に公開し、市

民とともに共有することを原

則とする。

(五) 市民の権利

第五条 市民は、快適な環境

において安全で安心な生活を

営む権利を有する。

二 市民は、市政の主権者で

あり、市政に参加する権利を

有する。この場合において、

市政に参加しないことにより